

IX その他の改正

○ その他、法人税に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(1) 収益事業の範囲 (法令5①二ホ、五ト、改正法令附則2)</p> <p>(旧法令5①三イ、改正法令附則2)</p> <p>(旧法令5①三ヌ)</p>	<p>○ 収益事業から除外される民間都市開発推進機構が参加業務として行う不動産販売業及び不動産貸付業に、都市再生特別措置法の誘導施設等整備事業支援業務における公益的施設の整備費を負担する参加業務が追加されました。</p> <p>○ 次の事業について収益事業から除外される措置が廃止されました。</p> <p>イ 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が業務として行う金銭貸付業</p> <p>ロ 独立行政法人情報通信研究機構が業務として行う金銭貸付業</p>	<p>平27.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p> <p>平27.4.1前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>
<p>(2) 資本金等の額 (法令8①十七、法規8の2の3、改正法令附則3)</p>	<p>○ 投資法人の金銭の分配に係るみなし配当事由の範囲の明確化に伴い、資本金等の額から減算する出資等減少分配に係る分配資本金額について所要の整備が行われました。</p>	<p>平27.4.1以後に資本の払戻し等又は出資等減少分配を行う場合について適用されます。</p>
<p>(3) 利益積立金額 (法令9①十二、改正法令附則4)</p>	<p>○ 投資法人の金銭の分配に係るみなし配当事由の範囲の明確化に伴い、利益積立金額から減算する金額について所要の整備が行われました。</p>	<p>同上</p>
<p>(4) 役員給与の損金不算入 (法令69④四、改正法令附則1一)</p> <p>(法令71①四、改正法令附則1一)</p>	<p>○ 利益連動給与が損金の額に算入されるための要件である適正な手続に、監査等委員会設置会社である場合の取締役会の決議による決定が追加されました。</p> <p>○ 使用人兼務役員の範囲から除かれる取締役について、指名委員会等設置会社の取締役及び監査等委員である取締役が追加されました。</p>	<p>平27.5.1から施行されます。</p> <p>同上</p>
<p>(5) 不正行為等に係る費用等の損金不算入 (法55④六、改正法附則1十、26)</p>	<p>○ 不当景品類及び不当表示防止法の改正による新たな同法の課徴金制度における課徴金及び延滞金について、損金の額に算入しないこととされました。</p>	<p>不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律(平成26年法律第118号)の施行の日以後に行われた行為に係るものについて適用されます。</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(6) オプション取引を行った場合の繰延ヘッジ処理及び時価ヘッジ処理における有効性判定方法等（法令121の3の2、法規27の8⑥～⑧、改正法令附則2）</p> <p>（法令121の9の2、法規27の9④⑤、改正法令附則2）</p>	<p>○ 繰延ヘッジ処理におけるオプション取引に係る有効性判定について、次の方法による場合には、その有効性判定を行おうとする事業年度の確定申告書（又は仮決算を行う場合の中間申告書）の提出期限までに、その方法により有効性判定を行う旨、ヘッジ手段であるオプション取引の種類並びにヘッジ対象である資産又は負債及び金銭の範囲などを記載した届出書を所轄税務署長に提出することにより、その有効性判定ができることとされました。</p> <p>イ 期末時又は決済時におけるオプション取引に係る基礎商品変動差額とヘッジ対象資産等評価差額とを比較する方法</p> <p>ロ 期末時又は決済時におけるオプション取引に係る受払金銭評価差額とヘッジ対象金銭受払差額とを比較する方法</p> <p>この届出書の提出があった場合には、その適用を受ける最初の事業年度以後の各事業年度の有効性判定はイ又はロの方法により行うものとされました。</p> <p>この届出書を提出した法人が、イ又はロの方法による有効性判定をやめようとする場合には、そのやめようとする事業年度開始の日の前日までに、イ又はロの方法により有効性判定を行うことをやめようとする旨などを記載した届出書を所轄税務署長に提出しなければならないこととされました。</p> <p>○ 時価ヘッジ処理におけるオプション取引に係る有効性判定について、変動差額比較法（基礎商品変動差額とヘッジ対象有価証券評価差額とを比較する方法をいいます。）による場合についても、上記と同様の取扱いができることとされました。</p>	<p>平27.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます。</p> <p>同 上</p>
<p>(7) 借地権の設定等により地価が著しく低下する場合の土地等の帳簿価額の一部の損金算入（法令138①一ロ、法規27の21③、改正法令附則6）</p>	<p>○ 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の使用の認可を受けた事業と一体的に施行される事業により設置される一定の施設又は工作物の全部の所有を目的とする地下について上下の範囲を定めた借地権の設定により土地を使用させた場合における土地の帳簿価額の一部の損金算入に係る要件が、その設定の直前におけるその土地の価額のうちに、その価額からその設定の直後におけるその土地の価額を控除した残額の2倍に相当する金額にその土地における地表から大深度までの距離をその借地権の設定される範囲のうち最も浅い部分の深さからその大深度までの距離で除して得た数を乗じて計算した金額の占める割合がその設定の直前におけるその土地の価額に対して10分の5以上となるときとされました。</p>	<p>平27.4.1以後に行う借地権の設定について適用されます。</p> <p>なお、同日前に行った借地権の設定については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(8) 資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入（法令139の4②二、改正法令附則7）</p>	<p>○ 消費税の課税の対象に特定仕入れが追加されたことに伴い、消費税法第5条第1項に規定する特定課税仕入れに係る控除対象外消費税額等については、その生じた事業年度の損金の額に算入することとされました。</p>	<p>平27.10.1以後に終了する事業年度分の法人税について適用されます。</p>
<p>(9) 退職年金等積立金に対する法人税（法84①②、改正法附則1三イ）</p>	<p>○ 退職年金業務等に国家公務員共済組合法の退職等年金給付積立金の積立て等の業務、地方公務員等共済組合法の退職等年金給付組合積立金の積立ての業務、同法の退職等年金給付調整積立金の管理及び運用に関する事務に係る業務並びに日本私立学校振興・共済事業団法の退職等年金給付の業務が追加されました。</p>	<p>平11.4.1から平29.3.31までの間に開始する各事業年度の退職年金等積立金に対しては、法人税を課さないこととされています。</p>
<p>(10) 青色申告（法121②、改正法附則1）</p>	<p>○ 連結納税の承認を受けている法人は、退職年金等積立金に対する法人税に係る申告書を青色申告書により提出できるとされました。</p>	<p>同 上</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
(11) 青色申告の承認の取消し（法127②）	○ 青色申告の承認を受けた法人が連結納税の承認を取り消された場合には、税務署長はその法人の青色申告の承認を取り消すことが明確化されました。	—
(12) 公共法人の範囲（法別表第一、平15財務省告示第606号、平27財務省告示第102号）	○ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構法の施行に伴い、同法に基づき設立される国立研究開発法人日本医療研究開発機構を公共法人とすることとされました。	—
(13) 認定研究開発事業者等の課税の特例（旧措法61、68の63の3、旧措令37、39の90の3、改正法附則72）	○ 本制度は廃止されました。	平27.4.1前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(14) 技術研究組合の所得の計算の特例（措令39の21、改正措令附則37） (措法66の10①、68の94①)	○ 対象とされる試験研究用資産から土地の上に存する権利が除外されました。 ○ 適用期限が平成30年3月31日まで3年延長されました。	平27.4.1以後に賦課する金額をもって取得等をするものについて適用され、同日前に賦課した金額をもって取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。 —
(15) 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（旧措令39の22②八、④、旧措規22の11の3、改正措令附則38）	○ 適用対象から独立行政法人農畜産業振興機構の業務（養豚事業者が豚肉の取引価格又は生産費の変動により生ずる損失の補填事業に係る業務）に係る負担金が除外されました。	平27.4.1前に支出した業務に係る基金に充てるための負担金については、従来どおり適用されます。
(16) 特定目的会社に係る課税の特例（措法67の14①、22改正法附則96）	○ 平成22年4月1日前に設立された特定目的会社のうち平成27年3月31日までに業務開始届出をしなかったものは同年4月1日以後に終了する事業年度について、基準特定出資の国内募集割合が50%を超えていることとする要件を適用することとされました。	—
(17) 投資法人に係る課税の特例（措規22の19②～⑥、改正措規附則22）	○ 配当等の額の支払額が配当可能利益の額の90%を超えていることとする要件における配当可能利益の額について、一時差異等調整積立金の積立額を控除する等の範囲の見直しが行われました。	平27.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。